# 労働者協同組合法が 2022年10月1日 施行されます!

## 労働者協同組合法って?

労働者協同組合法は、労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。 本法において、労働者協同組合は、以下(1)~(3)の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域 社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。

- (1)組合員が出資すること
- (2)その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- (3)組合員が組合の行う事業に従事すること

## 労働者協同組合の主な特色

- (1)労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能です。介護・福祉関連(訪問介護等)、子育て関連 (学童保育等)、地域づくり関連(農産物加工品販売所等の拠点整備等)など地域における多 様な需要に応じた事業を実施できます。ただし、許認可等が必要な事業についてはその規制 を受けます。
- (2)設立には3人以上の発起人が必要です。NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます(準則主義)。
- (3)組合は組合員との間で労働契約を締結します。
- (4)出資配当は認められません。剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて 行います。
- (5) 都道府県知事による監督を受けます。

### 詳しくは専用サイトをご覧ください

厚生労働省特設サイト 「知りたい!労働者協同組合法」

Q



## セミナーのご案内

労働者協同組合法について学ぶセミナーを開催します。当日は、法律の紹介だけではなく、今後、 同法の活用が期待される活動事例も広くご紹介します。

「地域を元気にしたい!」「働く場所をつくりたい!」と考えている方、「どんなものか知りたい」「設 立等を支援したい」という方など、この機会に是非ともご参加ください。

14:00-16:00

## 「労働者協同組合法セミナーin大阪」

**WEB** 

【内容】①労働者協同組合法の概要とポイント解説

講師:日本労働者協同組合連合会 理事長 古村伸宏氏

②今後、活用が期待される事例のご紹介

労働者協同組合法の趣旨である「多様な就労機会の創出」「多様な需要に 応じた事業の創出」「持続可能で活力ある地域社会の実現」につながることが 期待される事例をご紹介します。

講師: 労協センター事業団副理事長・関西担当役員 藤田徹氏ほか

【場所】AP大阪淀屋橋 4階南全室 ※WEB(zoom)同時開催

(大阪市中央区北浜3丁目2-25 京阪淀屋橋ビル4階)

セミナーのお申込み、他開催状況など最新情報については、大阪府ホームページをご確認ください。

大阪府 労働者協同組合法

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課企画グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎24F TEL 06-6210-9519/FAX 06-6210-9517 (月~金曜9:00-18:00※土·日·祝·年末年始休)



- \*発熱や風邪の症状のある方は、来場をお控えください。 \*受付時、手指消毒と体温測定のご協力をお願いします。 (※体温が37.5度以上の方の入室はお断りさせていただきます。)
- \*マスクの着用、手洗い・うがいの励行をお願いします。 \*新型コロナウイルス感染症の影響により、会場参加の中止や変更の可能性があります。最新情報はWEBでご確認ください。

法令関係・定款の作成・会計処理・税制関係等(厚生労働省)

0120 - 237 - 297

十・日・祝日、年末年始を除く9:00-17:00

設立の届出等(大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課)

令和4年8月31日まで

06-6210-9519

土・日・祝日、年末年始を除く9:00-12:15、13:00-18:00 〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 咲洲庁舎24F

令和4年9月1日以降

06-6946-2605

土・日・祝日、年末年始を除く9:00-12:15、13:00-18:00 〒540-0033

大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館3階

